

海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒に対する多様な学習活動の場を確保するに当たり、保護者の負担軽減を図るため、当該保護者に対して予算の範囲内において海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不登校児童生徒 海老名市立の学校の設置に関する条例（昭和47年条例第13号）に規定する小学校又は中学校に在籍する海老名市に住所を有する者であつて、義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定するものをいう。
- (2) フリースクール 不登校児童生徒に対し、学習支援、生活習慣の改善指導、教育相談、体験活動等の活動を行っている民間の施設をいう。
- (3) 施設利用児童生徒 フリースクールを利用している不登校児童生徒をいう。
- (4) 保護者等 施設利用児童生徒の父若しくは母又は当該施設利用児童生徒が利用しているフリースクールに授業料（フリースクールの利用に要する経費で入学金、実習費及び交通費を除くもの。以下同じ。）を納付している者をいう。

(補助金の対象となるフリースクール)

第3条 補助金の対象となるフリースクールは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 1年以上の活動実績（任意団体として活動していた期間を含む。）があること。
- (2) 週に1回以上開所し（市長が特に認めた場合を除く。）、主に学校の課業時間内に不登校児童生徒の受け入れができること。

- (3) 施設利用児童生徒の将来の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導、学習支援及び教育相談等に関する取組を提供していること。
- (4) 施設利用児童生徒及びその保護者に対して、施設利用児童生徒の社会的自立に向けた相談業務が提供できる人員を配置していること。
- (5) 市長又は施設利用児童生徒が在籍する学校（以下「在籍学校」という）の学校長の要請により、施設利用児童生徒に関する情報を提供すること及び在籍学校との連携ができること。
- (6) 施設利用児童生徒の個人情報に関して、適切な取扱いができる体制が構築されていること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する施設利用児童生徒の保護者等とする。

- (1) 施設利用児童生徒が、申請のあった日の前1年以内におおむね30日以上在籍学校に登校していないこと。
- (2) 施設利用児童生徒のフリースクールの利用回数が、週1回以上であること。
（ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。）
- (3) フリースクールでの施設利用児童生徒の様子等に関する情報について、当該フリースクールが市長又は在籍学校の学校長若しくは海老名市教育委員会に情報提供することを承諾すること。
- (4) 次条に規定する補助の対象となる経費について、本補助金以外の補助を受けることができないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、保護者等が負担する授業料とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、月ごとに算出するものとし、施設利用児童生徒1人につき、各月の授業料に2分の1を乗じて得た金額と1万5千円のいずれか低い額とする。

2 前項の規定にかかわらず、月の途中にフリースクールの利用を開始し、又は利用

を終了したときの当該月の補助金の額は、前項に規定する補助金の額を当該月の日数で除して同月における利用日数を乗じて得た額とする。

3 前2項の額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) フリースクールを利用している事が確認できる書類

(2) 利用しているフリースクールの活動実態が確認できる書類(第3条各号に規定する事項が確認できる書類を含む。)

(3) 授業料が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、フリースクールの利用(体験利用を除く。)を開始した日から30日以内に(利用を開始した日が3月1日以降の場合の申請は、3月31日までに)しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請した者に通知するものとする。

(変更・中止要請)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、交付の決定を受けた申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金(変更・中止)申請書(第3号様式)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金(変更・中止)決定通

知書（第４号様式）により、申請した者に通知するものとする。

- ３ 第１項の規定にかかわらず、変更の内容が、利用するフリースクールの変更及び補助金額の算出に差異を生じさせるものではない場合は、同項の規定による申請を要しない。

（利用状況報告）

第１０条 補助金の交付決定を受けた者は、当該交付決定を受けた年度の３月３１日までに、海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金利用状況報告書（第５号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告するものとする。

（１） 当該年度の各月の授業料の額が確認できる書類

（２） 当該年度の各月の施設利用児童生徒のフリースクールの利用状況が確認できる書類

（３） その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第１１条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは交付すべき補助金額を確定し、海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金額確定通知書（第６号様式）により、補助金の交付決定を受けた者に通知する。

（請求及び交付）

第１２条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた年度の３月３１日までに、海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金請求書（第７様式）に次掲げる書類を添えて、市長に請求するものとする。

（１） 当該年度の各月の授業料を支払ったことが確認できる書類

（２） その他市長が必要と認める書類

- ２ 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求した者に補助金を交付するものとする。

第１３条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

(交付申請の特例)

- 2 令和 6 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 0 日までのフリースクールの利用に係る第 7 条第 1 項の規定による申請に関する同条第 2 項の規定の適用については、同行中「フリースクールの利用（体験利用を除く。）を開始した日から 3 0 日以内に（利用を開始した日が 3 月 1 日以降の場合の申請は、3 月 3 1 日までに）」とあるのは、「令和 6 年 7 月 3 1 日までに」とする。

第 1 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号

海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付申請書

海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金の交付を受けたいので、海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

(フリガナ) 児童生徒名												
(フリガナ) 保護者名												
学校学年	海老名市立				学校				第 学年 組			
フリースクール名及び利用期間	スクール名： 年 月 日 ～ 年 月 日											
授 業 料	4 月	_____ 円			5 月	_____ 円			6 月	_____ 円		
	7 月	_____ 円			8 月	_____ 円			9 月	_____ 円		
	10 月	_____ 円			11 月	_____ 円			12 月	_____ 円		
	1 月	_____ 円			2 月	_____ 円			3 月	_____ 円		

海老名市長

年 月 日付で申請のありました、海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金について、海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 補助条件

- (1) 補助金交付申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助金交付決定額は、各月の授業料に2分の1を乗じて得た金額と1万5千円のいずれか低い金額の合計金額である。
- (3) フリースクール利用期間が変更された場合は、第4号様式「海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金（変更・中止）申請書」により、補助金交付決定額の申請を行わなければならない。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

請求者 住 所

氏 名

電話番号

海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金（変更・中止）申請書

年 月 日付交付決定を受けた海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金について、次のとおり（変更・中止）したいので、海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第9条の規定により、申請します。

記

1 （変更・中止）の内容

2 （変更・中止）の理由

3 （変更・中止）前の各月交付申請額

4月 _____ 円 5月 _____ 円 6月 _____ 円 7月 _____ 円

8月 _____ 円 9月 _____ 円 10月 _____ 円 11月 _____ 円

12月 _____ 円 1月 _____ 円 2月 _____ 円 3月 _____ 円

4 既交付決定額 _____ 円

5 （変更・中止）後の各月交付申請額

4月 _____ 円 5月 _____ 円 6月 _____ 円 7月 _____ 円

8月 _____ 円 9月 _____ 円 10月 _____ 円 11月 _____ 円

12月 _____ 円 1月 _____ 円 2月 _____ 円 3月 _____ 円

6 （変更・中止）後の交付申請額 _____ 円

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金（変更・中止）決定通知書

年 月 日付で補助金の交付を決定した海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金について、海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり（変更・中止）決定したので、通知します。

1 （変更・中止）となった理由

2 既交付決定額 _____ 円

3 変更交付決定額 _____ 円

年 月 日

海老名市長 殿

請求者 住 所

氏 名

電話番号

海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金利用状況報告書

年 月 日付で交付決定がありました、海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金について、海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおりフリースクールの利用状況を報告します。

記

1 利用状況

(フリガナ) 児童生徒名												
利用フリースクール名												
出席日数	4 月	_____ 日	5 月	_____ 日	6 月	_____ 日						
	7 月	_____ 日	8 月	_____ 日	9 月	_____ 日						
	10 月	_____ 日	11 月	_____ 日	12 月	_____ 日						
	1 月	_____ 日	2 月	_____ 日	3 月	_____ 日						
授業料	4 月	_____ 円	5 月	_____ 円	6 月	_____ 円						
	7 月	_____ 円	8 月	_____ 円	9 月	_____ 円						
	10 月	_____ 円	11 月	_____ 円	12 月	_____ 円						
	1 月	_____ 円	2 月	_____ 円	3 月	_____ 円						

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金額確定通知書

年 月 日付けで報告のあったフリースクールの利用状況については、その内容を審査した結果、交付すべき補助金額を次のとおり決定したので、海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

既交付決定額 円

交付決定額 円

第 7 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

請求者 住 所

氏 名

電話番号

海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金請求書

年 月 日付で交付決定がありました、海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金について、海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 補助金請求額

_____ 円

2 振込先 金融機関名

（銀行・金庫・組合）

（支店・支所）

口座番号 普・当 No.

口座名義（カタカナ）